

# 上越市に定住する若者の 奨学金<sup>🎓</sup>返還<sup>⇄</sup>を 支援します!!

令和6年度版



## 上越市若者奨学金返還支援助成金のご案内

### 助成金額

交付申請年度の前年度における  
奨学金返還額の**3分の2**

〔 上限額 **20万円** / 年  
累計 **100万円** まで 〕

※利子、繰上返還、滞納繰越分も対象

### 助成対象期間

最長 **60 か月** (5年間分)

※29歳になる年度までの間に、上越市  
に住民登録があり、かつ居住しながら  
奨学金を返還した月が対象

### 対象となる奨学金

地方公共団体、大学等  
独立行政法人日本学生支援機構  
その他これらに類する団体

※教育ローンは対象外

が貸与する奨学金  
(有利子・無利子は問いません。)

### 交付対象者

次の全ての要件に該当する方

- ① **上越市に通算3年以上居住**しているまたは居住していたことがある
- ② 大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年または第5学年に限る）、  
専門学校（専門課程に限る）の在学中に**奨学金の貸与を受け、卒業し、  
奨学金を返還している** ※保護者が返還している場合は対象外
- ③ **上越市に住民登録（住所）があり、実際に居住していて、定住する意思がある**  
※上越市に住民登録があっても、市外にある住居で普段生活している場合は対象外  
【例：月～金曜日は市外にある住居で生活、土日は上越市にある住居で生活】
- ④ **助成金の交付を受ける年度の3月31日時点の年齢が満30歳以下**である  
【例：令和7年度に助成金の交付を希望される場合、平成7年4月1日以降に生まれた方が対象】
- ⑤ **市税の滞納がない**
- ⑥ **公務員（会計年度任用職員を含む）として就職していない**
- ⑦ **上越市が貸与する奨学金の返還の全部または一部を免除されていない**  
※上越市定住促進奨学金の返還免除を受けている場合は対象外
- ⑧ **暴力団、暴力団員でない（社会的に非難される関係も含む）**

《注意》本助成金については、毎年度の予算成立をもって交付することになりますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先

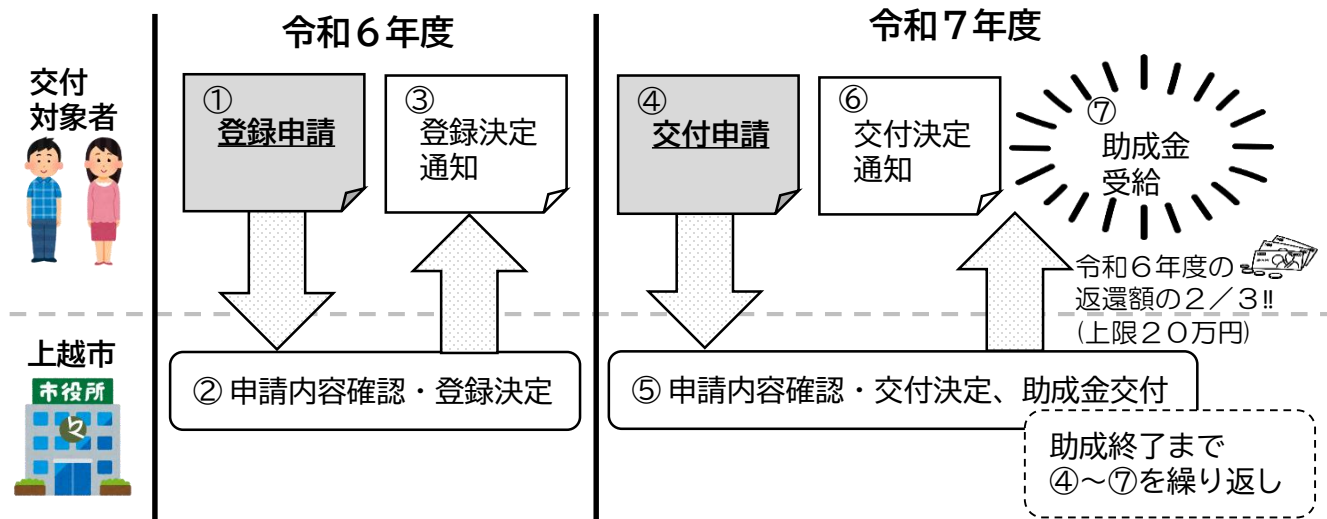
上越市 総合政策部 総合政策課 企画調整係  
電話：025-520-5626（係直通）  
Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくはHPへ！



# 助成金交付までの流れ

例：令和6年度から奨学金の返還が開始となる方



※令和5年度中（1年に満たない期間を含む）に、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら奨学金を返還していた方で、交付対象者要件を全て満たす場合は、令和6年度に登録申請と交付申請をしていただくことで助成金の受給が可能です。なお、**令和6年度に助成金の受給が可能な方の登録申請は、令和6年4月1日から受け付けます**ので、問合せ先へご連絡ください。

## 登録申請の手続き

助成金受給には、事前に登録申請の手続きが必要です。

次の書類を提出先へ持参又は郵送により提出してください。

※交付申請の手続きについては、登録決定後にご案内します。

- ①登録申請書
- ②卒業（修了）証明書または卒業証書の写し
- ③奨学金を貸与する団体が発行する奨学金の借入額が確認できる書類の写し
- ④戸籍の附票の写し（原本を提出）

※戸籍の附票の写しは住所の履歴を記録したものであり、上越市に3年以上居住していることの証明になります。戸籍の附票の写しで証明できない場合は、事前にご相談ください。

（例：外国籍の方、市外出身の方で上越市に住民登録をしていなかったが3年以上居住したことがある方）

申請方法等の

詳細はHPへ



《申請受付期間》 **令和6年7月1日(月) から 9月30日(月) まで**

## 返還支援のイメージ

例：令和6年3月 県外の大学卒業、令和6年4月 上越市へUターン

大学4年間無利子の奨学金 / 借用総額：3,240,000円

返還期間：15年（返還月額18,000円） / 大学卒業後、6か月経過後（令和6年10月）からの返還

単位：円

	R6	R7 (助成開始)	R8	R9	R10	R11	R12 (助成終了)	R13~ R21	合計	
返還額	108,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	1,836,000	3,240,000	
助成金額	0	72,000 (6か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	144,000 (12か月分)	72,000 (6か月分)	0	720,000 (60か月分)	
	前年度、上越市に住民登録があり、かつ居住しながら、奨学金を返還した額に対して2/3を助成								本人負担額 (返還額-助成金額)	2,520,000

## 提出・問合せ先

上越市 総合政策部 総合政策課 企画調整係  
 住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号  
 電話：025-520-5626（係直通）  
 Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

持参による提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。  
 \*各総合事務所 総務・地域振興グループ  
 \*南出張所、北出張所